

# 青森県報

号外第四十六号

平成二十三年  
四月二十七日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 二

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

### 教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 二

### 公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局 経営企画室) …… 三

## 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十八号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第七条第四項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則(平成十九年三月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第三号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャの項の第十一号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子

ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

青森県教育委員会

（青森県教育委員会専決代決規程の一部改正）  
青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

第一条 青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三次長専決事項の欄第十一号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

別表第七第二号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

（青森県立学校専決代決規程の一部改正）

第二条 青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務長専決事項の欄第十二号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項の第十一号及び課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）の項の第九号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭